■所定疾患施設療養費について

1）　対象となる入所者の状態は次の通りです。

肺炎・尿路感染症・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪により治療が必要となった入所者に対し、

治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また、１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定となります。

■令和6年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
肺炎	人数	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	治療日数	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	14
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	5
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	7	0	8	11	0	26
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0